

「医療施設静態調査」が実施されます！

本年は、厚生労働省が実施する3年に1度の「医療施設静態調査」の調査年となっております。

医療施設静態調査の概要

1 目的

医療施設(病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査日

令和5年10月1日(日)

3 調査対象施設

令和5年10月1日(日)午前0時現在において開設している全ての病院・診療所

4 提出期限

令和5年10月23日(月)までに管轄する保健福祉事務所へ提出してください。

※オンライン調査システムを利用した場合は、調査票(紙)の提出は必要ありません。

《厚生労働省ホームページ》※調査の詳細はこちらを御覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1_2023.html

令和5年医療施設静態調査では、オンライン調査票により
全種類の調査票の提出が可能です。

※令和5年5月1日以降に開設の動態調査票が提出された医療施設については、
オンライン調査を利用できません。

是非、オンライン調査システムを御利用ください。



調査に関する問い合わせ窓口は裏面へ⇒

＊ 問い合わせ窓口 ＊

調査全般について

○ 保健福祉事務所

企画経営課 企画担当

TEL :

FAX :

○ 県庁医務課 保健統計担当

TEL : 0952-25-7072

FAX : 0952-25-7267

オンライン調査について

医療施設静態調査コールセンター

(フリーダイヤル)

0120-332-535

【開設期間】

令和5年8月1日(火)～令和5年11月30日(木)

(土日祝日を除く9:00～18:00)

オンライン調査について...

メリット1 調査票のチェック機能により誤記入等を防止します！

メリット2 調査票の郵送が不要です！

メリット3 操作は簡単！

メリット4 セキュリティも安全！

詳細は、別添「調査の手引き」を御確認ください。

オンライン調査システムについて、御不明な点はコールセンターがサポートいたします！

「患者調査」が実施されます！

本年は、厚生労働省が実施する3年に1度の「患者調査」の調査年となっております。

患者調査の概要

1 目的

医療施設(病院・診療所)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的にしています。

2 調査日 ※同封の「調査ご協力をお願い」を必ず御確認ください。

(1) 病院

令和5年10月17日(火)～19日(木)の3日間のうち、
病院ごとに指定された1日

(2) 一般診療所及び歯科診療所

令和5年10月17日(火)、18日(水)、20日(金)の3日間のうち、
診療所ごとに指定された1日

(3) 病院及び一般診療所の退院患者

令和5年9月1日(金)～30日(土)までの1か月間

3 調査対象施設

厚生労働省が層化無作為抽出により選定した医療施設

4 提出期限

令和5年11月30日(木)までに管轄する保健福祉事務所へ提出してください。

※オンライン調査システムを利用した場合は、調査票(紙)の提出は必要ありません。

《厚生労働省ホームページ》※調査の詳細はこちらを御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2023.html>

令和5年患者調査では、すべての調査対象施設で

オンライン調査の利用が可能です。

是非、オンライン調査システムを御利用ください。



調査に関する問い合わせ窓口は裏面へ⇒

＊ 問い合わせ窓口 ＊

調査全般について

○●●保健福祉事務所

企画経営課 企画担当

TEL :

FAX :

○県庁医務課 保健統計担当

TEL : 0952-25-7072

FAX : 0952-25-7267

オンライン調査について

患者調査コールセンター

(フリーダイヤル)

☎ **0120-855-112**

【設置期間】

令和5年8月1日(火)～令和5年11月30日(木)

(土日祝日除く9:00～18:00)

オンライン調査票は…

○電子データ読み込み機能を搭載しています！

- ・テキストデータ(全調査票対象)

電子カルテ等の既存データを厚生省指定のテキストデータ形式にする

- ・DPCデータ(病院退院票のみ)
- ・レセプトデータ(病院(偶数)票のみ)

○調査票作成の負担が軽減されます！

※一部読み込みデータ機能が使えない項目があります。

その場合は、直接入力が必要となりますので

詳細は、別添「調査の手引き」を御確認ください。

オンライン調査システムについて、
御不明な点はコールセンターが
サポートいたします！

「受療行動調査」が実施されます！

本年は、厚生労働省が実施する3年に1度の「受療行動調査」の調査年となっております。

調 査 の 概 要

1 目 的

病院を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度などを調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的にしています。

2 調 査 日

令和5年10月17日（火）～19日（木）の3日間のうち、医療施設ごとに指定された1日

3 調査事項

外来患者票：診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、外来の頻度 など

入院患者票：病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、生活習慣上の助言や指導、今後の治療・療養の希望 など

4 提出方法と提出期限

調査票を提出用封筒に入れて密封し、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 令和5年11月30日（木）までに厚生労働省に到着するように、郵便ポストに投函してください
- (2) 病院に設置された回収箱に入れてください。

※ 調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

* 問 い 合 わ せ 窓 口 *

○ 保健福祉事務所

企画経営課 企画担当

TEL :

FAX :

○ 県庁医務課 保健統計担当

TEL : 0952-25-7072

FAX : 0952-25-7267